

平成28年度 第1回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 平成28年4月21日（木）午後2時01分から午後3時45分まで

場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

<会議次第>

- 1 開会
- 2 委員委嘱
- 3 区長挨拶
- 4 会長選出・副会長指名
- 5 委員自己紹介
- 6 文京区地域福祉保健計画の概要及び本協議会の運営について 【参考資料1】
- 7 議題
 - (1) 平成28年度の分野別検討体制及びスケジュールについて 【資料第1号】
 - (2) 分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について 【資料第2号】
 - (3) 高齢者福祉事業の改善・見直しに向けた現状と課題について
【資料第3号】 【参考資料2】
- 8 閉会

<地域福祉推進協議会委員（名簿順）>

出席者

高橋 紘士 会長、藤林 慶子 副会長、志賀 泰昭 委員、安東 治家 委員、川又 靖則 委員、小野寺 加代子 委員、下田 和恵 委員、水野 妙子 委員、永井 愛子 委員、大畑 雅一 委員、川合 正 委員、荒川 まさ子 委員、飯塚 美代子 委員、右近 茂子 委員、佐々木 妙子 委員、佐藤 澄子 委員、山下 美佐子 委員、高田 俊太郎 委員、高山 陽介 委員、小倉 保志 委員、小野 洋子 委員、尾崎 亘彦 委員、小山 榮 委員、井出 晴郎 委員、武長 信亮 委員、鶴田 秀昭 委員

欠席者

青木 紀久代 副会長、高山 直樹 副会長、高野 健人 副会長、須田 均 委員、金 吉男 委員、天野 亨 委員、福永 喜美代 委員、黒澤 摩里子 委員

<事務局>

出席者

須藤福祉部長、椎名子ども家庭部長、加藤企画課長、橋本防災課長、木幡福祉政策課長、五木田福祉施設担当課長、鈴木高齢福祉課長、真下認知症・地域包括ケア担当課長、中島障害福祉課長、宇民介護保険課長、奥山国保年金課長、倉田高齢者医療担当課長、浅川子育て支援課長、新名幼児保育課長、萩原子ども施設担当課長、多田子ども家庭支援センター所長、吉田生活衛生課長、渡邊健康推進課長、

渡瀬予防対策課長、久保保健サービスセンター所長、竹田学務課長、植村教育指導課長、矢島児童青少年課長、安藤教育センター所長

欠席者

石原保健衛生部長、田中生活福祉課長、畑中文京区社会福祉協議会事務局次長

<傍聴者>

2名

福祉政策課長：これより平成28年度第1回文京区地域福祉推進協議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、このたびは本協議会への委員就任をご承諾いただきましたことを改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

まず初めに、文京区長、成澤より文京区地域福祉推進協議会委員としての委嘱状を交付いたします。

(委嘱状交付)

福祉政策課長：次に、区長の成澤よりご挨拶申し上げます。

(区長挨拶)

福祉政策課長：続きまして、4月の組織改正及び人事異動により、本協議会に出席する幹事について変更がございました。改めまして、区の幹事のご紹介をさせていただきます。

(各幹事の挨拶)

福祉政策課長：最後に、幹事を代表いたしまして、福祉部長の須藤よりご挨拶申し上げます。

福祉部長：改めまして、福祉部長になりました須藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

文京区の地域福祉推進協議会のもとには、子ども部会、高齢者・介護保険部会、障害者部会、保健部会の四つの部会がございます。皆様にはそれぞれの部会にもご参加いただきまして、そちらでの議論も含め、親会でありますこの地域福祉推進協議会でご審議いただければと思っております。

この地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、「福祉サービスの適切な利用の推進」、「福祉事業の整備、健全な発達の推進」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」の三つが大きな目的となっております。

文京区は、待機児童の問題など、子育てに関して緊急かつ重大な課題がふえております。高齢に関しましても、平成25年に高齢者数が4万人台に上がり、25年後には6万人を超え、そしてさらにその先には7万人を超えるまでになると推計されております。今の七、八割増しですので、どういったことをこれから取り組まなければいけないかという時期に来ているかと思っております。

障害福祉に関しましても、障害者権利条約の締結に関連して、ことし4月に施行され

ました障害者差別解消法を初め、いろいろな動きがございます。保健分野につきましても、高齢化に対応するもの、子育ての支援に関係するもの、さまざまな重要課題を抱えております。

部会での検討を踏まえ、こちらの親会で再度全体を見回したご議論をいただければと思っております。どうぞこの2年間、よろしく願いいたします。

福祉政策課長：続きまして、会長選出、副会長の指名を行います。

本協議会の設置要綱により、会長は学識経験者のうちから互選により定めることとなっております。どなたか推薦される方はいらっしゃいますか。

藤林委員：会長といたしまして、前期も会長を務められました高橋先生を推薦させていただきます。

福祉政策課長：皆様、よろしいでしょうか。

(拍手)

福祉政策課長：ありがとうございます。高橋先生、会長席への移動と、ご挨拶をお願いいたします。

高橋会長：前期に引き続きまして、会長のご指名をいただきましたので、務めさせていただきます。

ご承知のとおり、ちょうど今、熊本が大変なことになっておりますが、関係している団体から、刻々といろいろな情報が入ってきております。その中で、非常時には平常時の物の考え方ではうまくいかない、現場の判断が物すごく重要になるということを感じております。そして、地域福祉計画というのはそういうことを考える計画だと思ふようになりました。

この計画は、平常時のルーティーンで仕事計画をつくってききましたが、やはり非常時のことを想定することの必要性をつくづく感じます。また、震災はハードな話だけでなく、いろいろな人と人のかかわり合い、助け合いを再発見するという報告を東日本大震災の経験で伺っておりますが、そういうことを含めた計画づくりが必要というのが最新の感想です。皆様のご協力をいただきながら、この推進協議会を進めさせていただければと思っております。

福祉政策課長：続きまして、本協議会の設置要綱により、副会長は会長が委員から指名することとなっております。高橋会長、副会長の指名をお願いいたします。

高橋会長：それでは、4人の学識経験者の委員の皆様副会長をお願いするというのが慣例でございますので、今回もその慣例を踏襲したいと思います。

福祉政策課長：では、藤林委員、本日欠席の青木委員、高山委員、高野委員に副会長をお願いいたします。それでは、藤林委員、ご挨拶をお願いいたします。

藤林副会長：今、副会長を仰せつかりました、藤林でございます。

高齢だけでなく、いろいろな分野で地域包括ケアが重要になっていきます。文京区において、地域包括ケアシステムをどのように使っていくのかをそろそろ自分でも実践していかなければいけないと思っておりますので、いろいろな分野の方のお話を伺っていきたく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

福祉政策課長：青木副会長には子ども部会、藤林副会長には高齢者・介護保険部会、高山副会長には障害者部会、高野副会長には保健部会の部会長をお願いしたいと思っております。

ます。

それでは、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。

高橋会長：それでは、議事を進めさせていただきます。委員改選後、初めての協議会でございますので、委員の皆様一言ずつご挨拶をお願いします。

(各委員の挨拶)

高橋会長：それでは、議事に入ります。まずはこの協議会が何をするかという、計画の概要及び協議会の運営について、事務局より説明をお願いいたします。

福祉政策課長：(参考資料1に基づき「文京区地域福祉保健計画の概要及び本協議会の運営について」の説明)

高橋会長：引き続きまして、きょうの議題の平成28年度分野別検討体制及びスケジュールについて、ご説明をよろしくをお願いいたします。

福祉政策課長：(資料第1号に基づき「平成28年度の分野別検討体制及びスケジュールについて」の説明)

高橋会長：30年度からの新しい計画のため、29年度はその作業が佳境に入ります。ことしはそのための準備の時期で、この協議会では進行状況のご報告をいろいろいただきながら、ご意見を言っていただくということになるかと思えます。東京都の財政状況は、ことしは非常に好調で税収も上がったという話を聞いておりますが、長期的に見ればますます大変なことになると大変危惧をしております。そういうことを踏まえると、計画の立て方についても、これからいろいろな制約が出てきます。区民の皆さんのご理解をいただくということでは、この協議会は大変大きな役割を持っていると思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について説明をお願いいたします。

福祉政策課長：(資料第2号に基づき「分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について」の説明)

では、実態調査の調査概要に関しまして、それぞれの計画の担当のからご説明させていただきます。

介護保険課長：(資料第2号別紙1に基づき「分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について—高齢者・介護保険事業計画について」の説明)

小山委員：事業者調査を200社に行うということですが、これはどのように選定されたのかを教えてください。

介護保険課長：事業者調査の対象は、東京都、あるいは文京区指定の介護事業を営んでいる事業者です。

なお、調査項目については、例えば、介護人材を確保することの難しさ、高齢者、あるいは介護保険の適用になる人数の増加が見込まれる中での今後の方向性、事業者がふえていく中でいかに質を担保していくかなどについて、現場からの意見を聴取するための項目を挙げています。

藤林副会長：まだ第1回の介護保険の部会は開催されていませんが、項目だけを今ざっと拝見していると、第三者評価、介護サービス情報の公表、それと重複する部分もあります。部会までに具体的な内容を確定していただき、重複していないものが出てくると

よいなと思いますので、よろしく申し上げます。

高橋会長：この種の調査にはもう何十年も関わっていますが、アンケート調査には限界があります。それよりは少数精鋭の、質のいい調査をするという工夫も重要で、その辺りはぜひ部会の専門の先生方の意見を伺って調査設計をしてください。

右近委員：調査の対象者数と調査実施数について、調査実施数の3,000や2,500がどういうことで決まったのか、3,000人、2,500人からどのくらい戻ってくるという想定で決められているのかをお答えください。

介護保険課長：調査の実施数については、対象者数から統計上必要な数を割り出しております。

例えば、第1号被保険者調査については、今回、前回よりも対象者数が4,000人ほどふえていますので、調査実施数についても、1,000人ほどふやして3,000人を対象予定としています。

回収率については、前回の第1号被保険者調査は、およそ7割の回収率、そのほかの調査についても、およそ6割から7割の間の回収率となっており、今回についても同等程度以上の回収を目指しています。

高橋会長：介護を必要とされている方については、回答しない方が問題です。単身とか、軽い認知症で、おひとり暮らしの方は、多分このような調査をやっても返ってきません。逆に言うと、回収できなかった人をどのように調査するかというのは結構大事ですね。

専門用語でリスクと言いますが、いろいろな支援が必要なのにサービスを受けておられない方が、回収できなかった人を調査することで発見されるわけです。そうすると、早く見つければ見つけるほど、介護や医療の費用が安く済みます。早く見つけて、早く対応する、そういうことを含めた配慮というのを、そろそろ区でも考えたほうがいい時期だと思っておりました。

それでは引き続き、障害福祉課長、生活衛生課長、よろしくお願ひいたします。

障害福祉課長：(資料第2号別紙2に基づき「分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について－障害者計画について」の説明)

生活衛生課長：(資料第2号別紙3に基づき「分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について－保険医療計画について」の説明)

高橋会長：ご質問がありましたら、よろしく申し上げます。

井出委員：知的障害者の実態調査について、対象を入所している愛の手帳所持者に限定されていますが、在宅や通所の人には行わないのでしょうか。また、本人に実態調査をしても答えは出ないと思いますが、誰にアンケートをするのでしょうか。保護者、家族とか漠然とした話になると、正確なデータが出てこなくなる可能性もありますので、保護者に必ず聞く、あるいは代理者に聞くなど、回答者を明確にすることが、このような調査では重要と思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課長：まず、対象ですが、入所に限らず、区内に居住されている方も含め、愛の手帳を持っている方全員が対象になります。

誰に対して質問をするのかについては、ご本人がアンケートに回答するのは確かに難しいということもありますので、実態としては保護者の方にご記入いただくことになる

かと考えております。ただ、インタビュー調査につきましては、18歳以上の方へのインタビューで、ご本人の意思を一定程度確認したいと思っております。知的障害者の方につきましては、インタビューも並行して調査をさせていただきたいと考えております。

佐藤委員：そうすると、インタビューと書面のアンケートとダブることになるのでしょうか。

高橋会長：その辺りは事前に調整をしますので大丈夫です。

障害者総合福祉法の中で、支援を定期的に行う機関が整備され、しっかりしたところは非常によい資料を持っています。政策課題の抽出を行うためには、それらとアンケート結果を併せて見るのが重要です。調査は区民の皆さんに問題提起をするためのとても大事な基礎資料になりますので、ぜひ今期は画期的な調査を行ってください。

飯塚委員：健康に関するニーズ調査で、年齢を20歳から89歳で区切ってありますが、私の周りにも90歳以上で健康な方がたくさんいらっしゃいます。89歳で区切ったのには何か意味があるのでしょうか。

生活衛生課長：前回の調査では、20歳以上70歳未満が対象でしたが、高齢化も進んでおり、私ども保健医療部会でも、もっと年齢の高い方たちのことも知りたいということから、今回、90歳未満に年齢の幅をかなり広げさせていただきました。

水野委員：障害者の方の中にも高齢者の方はたくさんいらっしゃると思いますが、高齢者と障害者を分けてアンケートをとると、重なる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

障害福祉課長：場合によっては重なってしまう方が出る可能性がありますので、そこについては、アンケートの中身と調査の趣旨を鑑みて、調整できるところは調整をして、できるだけご負担をかけないようにしたいと考えております。

高橋会長：総合福祉法のサービスを受けている障害者の皆さんが65歳になると、適用サービスが介護保険に切りかわるわけですが、介護保険の標準的給付では間に合わない部分については、総合福祉法のサービスから給付されるという原則になっています。しかし、その辺のことがすごくわかりにくく、最近問題になっています。文京区の扱いがどうかわかりませんが、実質給付減になるという話が、障害者の皆さんにすごく不安を与えているという話が結構聞こえてきます。

高齢障害者の場合、障害サービスをずっと利用されてきた方と、高齢になって介護給付、介護サービスを利用される方について、少し内部的にご検討なさったほうがよろしいかと思えます。

鶴田委員：今の話に関連して、高齢者実態調査のミドル・シニア世代調査について、支援を受けていない50～64歳の方が対象になっていますが、支援を受けている人で64歳以下の者もいます。先日、東京都の福祉センターで、車椅子の認定を受けたのですが、その際、大塚病院、慶應病院、東京都福祉センターの医師の三人の先生から、支援ではなく介護であるとの指摘を受けました。それで、三度続けて区分変更を出して、やっと介護に区分が変更されました。

この調査では、介護を受けていない人が対象になっていますが、介護を受けている人の対象者数が何人で、なぜここに載っていないのかを知りたいです。

高橋会長：今の話を解説しますと、介護保険は65歳以上が全て要介護なのですが、特定疾

病に限っては、年齢がおりています。要介護の原因疾患は65歳で起こって、64歳以下では起こらないわけではないからです。しかし、64歳以下で給付を受けている方がどういふことになるのかというのは、結構わかっているようでわかっていないのです。

障害サービスとの関係から考えると、障害から入った方はいいのだけれども、特定疾病で介護保険を受けている場合は、今度は障害認定の話と絡んできます。その辺は、国の制度の未整備だと思っていますが、そういうことを含めて、個別課題が結構あります。

非常に重要な政策課題は、今ご指摘のような形で、現場で起こっています。アンケートで全体的な意向を押さえると同時に、その辺をどのように把握してくかというのは、計画を策定する上でニーズ把握の大変大事なポイントになります。多分、発達障害についてもそうです。発達障害の把握はとても難しいのですが、いろいろな意味で、後で支援が困難なケースが相当多く出てきます。保護者の方が障害を受容する問題もある等を含めて、隠れた福祉課題があり、これからすごく深刻になっていくものも多々あります。

アンケートを実施すると、数字が出てくるのでまとまったような気分になるのですが、実は、そういうアンケートでうまく拾えていない課題が、選択されなくなるということもあるので、この辺はぜひ内部的な検討をしていただきたいと思います。大変大事なご指摘をいただきました。

障害福祉課長：先ほどの、障害サービスを受けていた方が65歳になって介護保険に移行したときに、文京区としてはどういう扱いになっているかということをもまずご報告させていただきます。

原則として、65歳になった段階で介護保険に移行していただいておりますが、実際、今まで受けていたサービスと介護保険のサービスに差があり、介護保険で給付できなかったものについては、障害のほうで中身について再度検討させていただいて、必要なものは障害として、給付させていただくという形で対応しております。

高齢福祉課長：ミドル・シニア調査について、高齢福祉課長からお答えいたします。

ミドル・シニア調査は、本日議題の(3)に入れておりますが、こちらの調査は、高齢者と介護保険の事業計画で必要となる調査という位置づけでございまして、どちらかと言いますと、前期高齢者になってくる方たちに、(地域活動への参加を促すため)どのようなサービスを用意したらよいかというところで、実は今、大変苦戦をしております。そのため、その動向を見ることに、今回は目的を絞らせていただいたというところがございます。

なお、障害と介護を重複して使っていらっしゃる2号保険者の方の把握については、知恵を絞って考えていかなければいけない課題と考えております。

高橋会長：健康の調査については、最近、いろいろな疫学調査がわかり始め、例えば、認知症が生活習慣病と大きな関係があるというのはご承知のとおりですが、糖尿病と大きな関係があります。

また、アメリカの調査では、介護予防をやると、後での認知症の発症が明らかに違うという結果が出ました。健康調査と高齢はリンクするので、今回、対象を高齢まで広げたのは大変興味深いです。要介護の原因疾患は、脳血管、脳卒中、認知症など、いろい

ろあり、40代、50代の生活習慣予防と要介護には大きな関係があります。

逆に、健康予防を一生懸命行うことも大切で、最近注目されているのは、歯の健康です。たしか日本歯科医師会では、80歳で歯を20本残すという大キャンペーンをやっておられますが、やはり若いときから虫歯予防をするためには、治す歯科医師さんではなくて、予防してくださる歯科医師さんがすごく重要になってきます。障害の方についても口腔ケアはすごく重要ですし、ということになると、そういう問題意識を、計画を立て運用する皆さんがどのくらいお持ちなのかという、地域包括ケアというのはまさにそういうことなのです。

薬剤師さんについては、薬剤師法が変わり、お医者さんに対していろいろな意見を言うことができるようになりましたが、現場はなかなかそうはなっていません。そうなりますと、やはりチームというか、体制づくりが大事になってきます。これが健康づくりにつながり、健康づくりが介護予防につながっていくのです。実は強力にチームを組めたところは地域包括ケアが動き出しております。

要するに、計画の数量把握と同時に、体制づくりをどのように計画に乗せていくかということを考えていただきたいのです。そうしないと、データが集まっても、それを役立てられないままになってしまいます。データをそれぞれの現場で共有し、学び合う材料にしていきたいと思います。

藤林副会長：区民だけではなく、区民も、それから私どものようにここで働いている者も、全てが地域包括ケアシステムということ意識してやっていかないと地域包括ケアシステムにはなりません。個々の活動がどんなに立派でも、個々の活動を統括していく考え方が地域包括ケアシステムで、障害、高齢、全部をひっくるめてということになっていきます。

そういう意味で、少し考え方のチェンジをしていく必要があるかもしれないので、すぐにはできなくても、せめて5年後ぐらいにはそういう方向になればいいなと思っています。

高橋会長：地域包括ケアについては、担当課長さんを置いたり、場合によっては部長級を置いたり、知事直轄にしたところなどありますが、国や東京都も含めて何が動いているかの情報を収集して、縦割りではなく横に動いてほしいと思います。そういう意味では、福祉政策課長さんは要のところにはいらっしゃると思いますが、地域包括ケア課長さんも、高齢のことだと思わずに横に動いていただきたいと思います。福祉部長さんもそういう気構えでいただいていると伺っております。それが、新しい文化をつくっていくことになると思います。

それでは、引き続き、高齢福祉事業の改善・見直しに向けた現状と課題についてという資料がございますので、これについて高齢福祉課長さん、よろしく願いいたします。

高齢福祉課長：(資料第3号、参考資料2に基づき「高齢者福祉事業の改善・見直しに向けた現状と課題について」の説明)

小山委員：高齢期のライフステージのイメージということで、緊急連絡カードというものをつくっていらっしゃることは、すばらしいことだなと思っています。自分が住んでいるところでは、ここ一、二年でひとり暮らしの人が急にふえたのですが、この調査が4

年に一度というのはどうなのでしょう。80歳を過ぎると1年ごとに健康状態は変わっていくと思うので、実態調査が4年に一度では長過ぎるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

高齢福祉課長：こちらの実態調査は、先ほどご案内しましたように、民生委員さんに戸別訪問していただいて展開しております。実は、高齢者の数も増えまして、今現在でもかなりご苦労して回っていただいているような状況です。

また、更新時には、1年を通してやっと完成するようなタイムスケジュール、作業工程がかかるので、4年に1回という形をとらせてもらっています。

もちろん、この間、緊急連絡カードがある人につきましては、このカードと同じものを高齢者あんしん相談センターでも持っていますので、折を見て、例えば熱中症の訪問という活動等もしていますので、そのような場合に活用したりということで、実態把握に努めております。

また、補充調査という形で、新たに65歳になった方、文京区に転入してきた方にはその間をつなぐように毎年調査をしています。全員をもう一回見直すのが4年に1回という調査になっております。

高橋会長：それでは、きょう全体のことでご質問があれば直接、お問い合わせくださいということでもよろしいですか。

(はい)

高橋会長：それでは、質疑はこれまでということにさせていただきます。

福祉政策課長：熱心な議論、どうもありがとうございました。先ほど会長からお話がありましたように、行政側は横の動きを意識しながら、これから施策を進めてまいりたいと思っております。

実態調査の概要につきましては、各検討部会でさらに検討をしていただいた後に、6月の議会の厚生委員会で報告する予定です。

詳細な調査項目につきましては、各検討部会で検討をしていただき、その後、次回のこの本協議会で報告をさせていただく予定でございます。

最後に、本協議会の本年度の開催予定は、本日の会を含めまして、合計で3回程度の開催を予定しております。次回は7月下旬の開催を予定しております。日程等が決まり次第、委員の皆様には通知させていただきます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長：きょうはありがとうございました。これで閉会させていただきます。

以上